

三重県流入車抑制対策（案）に対する関係団体へのヒアリング実施の結果について

三重県流入車対策検討会議をこれまで4回開催し、その結果、三重県流入車抑制対策（案）は、当面、流入抑制対象地域を「国道23号」のみとし、流入抑制対象車を「車種規制非適合車」、「大型3車種」、運行形態を「発着車」として実施することで取りまとめたところです。

しかしながら、三重県流入車抑制対策（案）を策定するにあたり、関係団体等からの意見を十分聴取した上で進めていくことが重要であることから、現時点の三重県流入車抑制対策（案）について意見等を聞くため、5月下旬から6月上旬にかけて主な関係団体等を訪問し、ヒアリングを実施しました。

記

（1）訪問した関係団体等の件数： 13件（6企業、7団体）

（2）意見の内容

資料2のとおりです。